

# 令和2年度 第12回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年3月25日(木) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名  欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	8	西崎 梅一		10	尾崎 春夫	
職務のため 総会に出席 した者の氏名  推進委員 3名  事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	嘉喜山 茂		推進委員	山本 哲也	
	推進委員	和泉 壽男				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

## 令和 2 年度第 12 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 12 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 8 番、西崎 梅一委員と 10 番、尾崎 春夫委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案に入る前に、議案説明資料の訂正をお願いいたします。表紙の愛南町の全図で、314 番を 316 番に、316 番を 314 番に入れ替え。また、利用権 314 番にある 1 枚目の位置図が 316 番、同じく 316 番にある 1 枚目の位置図が 314 番になります。訂正をお願いいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 39 番、増田 1366 番、地目・面積は田・1,013 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 423.1aでございます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、39 番は太田委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。  (太田委員退室)

議長(会長)	<p>それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。39 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、委員の家の向かいの奥の低いところですが、前から荒廃地という状況の土地です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>(太田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 3 番、一本松 3588 番、地目・面積は畑・37 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、地図の左上角がコンビニのある交差点です。そこから役場のほうに</p>

	<p>入り、100mほど行った所です。すでに建物は壊されており更地となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、3番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号19番、一本松3515番1、地目・面積は畑・660㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号20番、上大道119番外1筆、地目・面積は田・1,851㎡でございます。転用目的は事務所移転でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。19番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、病院の真横です。手前は、役場です。以前は〇〇さんが耕作していましたが、長く入院されていて、現在は、荒廃した状態です。以上です。ご</p>

	審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 20 番お願い致します。
委員	譲受人は、現在は、御荘長洲に事務所を構えております。今回、高台に移動したいということで、この申請となりました。場所は、緑新鮮市から一本松方面に 1.5kmくらい行った右側です。特に、排水も問題ないということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	補足です。両サイドに山があって、かなり広い土地です。山を削って、広くしようと思っているそうです。高台なので、津波対策の意味もあります。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致

	<p>します。</p> <p>受付番号 14 番、城辺甲 1710 番、地目・面積は畑・456 m<sup>2</sup>でございます。場所は、愛南町役場前の道を国道方面へ進み、太郎谷トンネルの手前のトンネルの上へ行く道を 200mほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>ここは、ソーラー？利用方法は？</p>
事務局	<p>以前はお墓があった場所なのですが、山林化しているので、非農地とするようです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 306 番は再設定で、御荘平城 5324 番、地目・面積は田・534 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 307 番は再設定で、正木 2797 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・</p>

1,725 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号308番は再設定で、増田2009番1、地目・面積は田・421 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号309番は再設定で、増田2011番1、地目・面積は田・918 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号310番は再設定で、小山1865番外3筆、地目・面積は田・2,662 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号311番は再設定で、中川2199番1外1筆、地目・面積は田・1,874 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号312番は再設定で、中川2107番外1筆、地目・面積は田・2,379 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号313番は再設定で、上大道995番外2筆、地目・面積は田・1,283 m<sup>2</sup>の内1,162.61 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号314番は新規で、広見1527番1、地目・面積は田・3,859 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は1年でございます。

受付番号315番は新規で、広見591番外5筆、地目・面積は田・5,966 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号316番は新規で、広見2009番、地目・面積は田・2,012 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号317番は新規で、城辺乙370番、地目・面積は田・1,162 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。

受付番号318番は新規で、緑乙1301番、地目・面積は田・1,213 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号319番は新規で、増田1282番、地目・面積は田・1,358 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は10年でございます。

受付番号320番は新規で、中川692番、地目・面積は畑・1,146 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号321番は新規で、中川693番、地目・面積は田・2,299 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号322番は新規で、僧都1391番2、地目・面積は畑・780 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は4年3か月でございます。

受付番号323番は再設定で、緑乙286番外1筆、地目・面積は田・3,438 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号324番は新規で、御荘和口166番、地目・面積は田・378 m<sup>2</sup>、賃

	<p>貸借で生産物は飼料用米、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 325 番は新規で、御荘和口 171 番 1、地目・面積は田・1,057 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 20 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、319 番は太田委員が議案関係者です。退室をお願い致します。</p> <p>(太田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>319 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(太田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>



以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人 西崎 梅一

議事録署名人 尾崎 春夫